

八戸市 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

令和6年3月

八戸市通学路安全推進会議

1 プログラムの目的

平成 24 年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、同年 7 月下旬から 8 月上旬にかけて各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議しました。

また、今後も通学路の安全確保に向けた取組を行うため、関係機関の連携体制を構築し、「八戸市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

本プログラムは、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図ることを目的としています。

2 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置します。八戸市通学路交通安全プログラムは、この会議で議論し、策定しています。

- | | |
|-----------------------------------|-------------------|
| ○国土交通省東北地方整備局
青森河川国道事務所交通対策課 | ○八戸市教育委員会 |
| ○国土交通省東北地方整備局
青森河川国道事務所八戸国道出張所 | ○八戸市建設部 |
| ○八戸警察署 | ○八戸市立小・中学校 |
| ○青森県三八地域県民局地域整備部 | ○八戸市立各小・中学校 P T A |

3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実に努めます。

これらの取組を P D C A サイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のための P D C A サイクル]



(2) 定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

- ①市立小・中学校、それぞれ3年に1回、合同点検を実施します。
- ②実施時期は、春に通学路点検をした後、夏期から秋期にかけて行います。
- ③効率的・効果的に合同点検を行うため、通学路安全推進会議において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

○合同点検の体制

- ①市立小・中学校ごとに、学校、保護者、道路管理者、警察、自治会等が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討

- 合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

- 対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むように関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

- 合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのかなどを確認するため、
- ①学校、地域住民への調査の実施
 - ②車両と歩行者の離隔を測定
- など、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握に努めます。

(6) 対策の改善・充実

- 対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4 要対策箇所一覧表、通学路対策箇所図の公表

市立小・中学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために学校ごとの「要対策箇所一覧表」及び「通学路対策箇所図」を作成し、公表します。

【別添資料】

- 別添① 要対策箇所一覧表
- 別添② 通学路対策箇所図